

[事案 22-38] 契約転換無効確認請求

平成 23 年 2 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換のデメリットについて口頭説明が不十分であったとして、契約転換を取り消し元の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年、営業担当者から契約転換を勧められ、定期付終身保険(同 5 年加入)を、終身移行保険へ転換を行ったが、下記のとおり契約転換に伴うデメリット等重要事項についての説明が不十分だった。営業担当者から、契約転換のデメリットや転換以外の方法について説明があったなら契約転換しなかったので、転換を取り消し転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換前契約の予定利率は 5.5% であったにもかかわらず、予定利率の変更について説明することなく、予定利率 1.65% の転換後契約を勧めて締結させた。
- (2) 営業担当者は、転換後契約のメリットばかり説明しこれを勧め、予定利率の高い転換前契約の終身部分を残すとか、あるいは契約転換せずに医療保険のみを新契約にするなどの方法があるにも関わらず、転換後契約以外の提案が一切なかった。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の申し出に応ずることはできない。

- (1) 転換前後における被転換契約および転換後契約の保障内容および保険料の具体的数値を示せば保険者としての説明義務は尽くされており、予定利率について説明すべき義務がなく、保険会社の説明義務違反がある旨の申立人の主張は不当である。
- (2) 申立人が「終身部分を残す案」や「医療特約を付す案」の希望を示したのであればともかく、契約者に対して保険会社側が自ら積極的にそのような提案をすべき義務があるとまでは言えない。
- (3) 申立人は申立契約の内容を十分に理解して、その加入を決め契約しており、平成 16 年 10 月に有効に成立した転換後契約の保障を履行してきた。また、平成 21 年 9 月には無事故給付金を支払い、同年 12 月には申立人からの請求に応じて、入院給付金を支払っている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面の内容、申立人および営業担当者からの事情聴取の内容にもとづき、審理した。

その結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 消費者契約法にもとづく契約取消について

申立人は、転換後契約について、①予定利率の説明がないこと、②他に有利な契約が存在することを説明しなかったことの二点で、消費者契約法 4 条 2 項の不利益事実の故意の不告知による取消しを求めるものと理解できる。しかし、同法 7 条 1 項は、同 4 条規定の取消権は、契約締結の日から 5 年を経過したときは行使できない（除斥期間）と定めてい

る。本件契約日は平成16年4月であり、21年4月9日をもって除斥期間が経過するが、申立人の申立てによっても、本件契約について異議を申し立てたのは早くとも22年2月26日であり、既に消費者契約法に基づく取消権は行使できないことになる。

(1) 錯誤無効について

申立人は、貯蓄性の高い保険を求めており、予定利率について知っていれば、本件契約転換をしなかったとする主張と理解でき、申立人は明確には主張していないが、錯誤無効（民法95条）の主張とも考えられる。

しかし、保険契約は特別の種類の種類を除き、一般には保障に重きを置くものであり、上記申立人の主張するところは、動機の錯誤^{【注】}となる。動機の錯誤は、契約時に当該動機が表示されていることを必要とするが、申立人の主張のみを見ても、これが表示された事実が認められない。

したがって、錯誤により申立契約が無効となるものではない。

【注】「動機の錯誤」とは、表示に対応する意思（契約をしようとする意思）はあるが、具体的な意思決定をする際の動機あるいは過程に思い違いがあることです。判例は、動機が何らかの形で契約の相手方に表示されている場合には錯誤となり、さらに、当該錯誤が法律行為（契約）の要素に当たるときは意思表示が無効となるとしています。法律行為をなすに当たっての動機は、一般に表示されることがないので、表示されない内心の動機に食い違いがあれば無効とすることは、相手方に酷だからです。

(3) 説明義務について

予定利率は複雑な計算の一要素であるから、これを口頭で説明するまでの法的義務が保険者にあるとは言えない。新旧の予定利率およびこれにより保険料に影響があることが分かるようなことを文書で示せば足りるものである。本件契約の際に交付されている設計書にはこれが明示されており、この点の説明義務違反はない。

また、申立人は、転換以外の他の方法の説明がなかったと主張するが、確かに、契約者にとって最適な契約を説明することは望ましいが、何がベストかは個人的な事情により様々であり、特に要望を示されない限り、第三者には判断することはできない。よって、保険会社において、転換契約時に転換以外の方法もありうることを文書等で示せば足り、考えられる他の方法を具体的に示すまでの法的義務があるとまでは言えず、この点の説明義務違反も認定できない。